

大型動物捕獲要望に対する注意事項

シカ・イノシシ等の大型動物の捕獲を要望する場合は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により制限があります。必ず、つぎのことを守ってください。

また大型動物に対する捕獲要望書は農会長又は自治会長など、地域の代表の方が記入・提出してください。個人からの申請については受理できませんのでご了承ください。

1 金属柵の点検

要望書提出後、駆除要望地近辺に設置してある金属柵に穴が開いていないか点検し修繕をお願いします。穴が開いている場合、捕獲しても効果が薄くなります。

2 駆除方法

駆除活動については、捕獲団体に依頼するため、駆除方法については捕獲団体が要望書の地図及び現地調査の上、「銃猟」か「わな猟（箱わな・くくりわな）」か決められます。

現地調査及び捕獲方法が「箱わな」になる場合は、農会（自治会）の立会をお願いします。

ア 銃器による駆除

要望書提出後、駆除要望地に電気柵が設置してある場合は、昼間は電源を切ってください。

イ 箱わなによる駆除

捕獲方法が箱わなになった場合、設置箇所の地権者の了解をお願いします。

箱わなに入れるエサは、農会（自治会）で用意してください。また、捕獲できているかどうかの見回りを毎日、朝にお願いします。

ウ くくりわなによる駆除

銃器・箱わな等による駆除が難しい場所等ではくくりわなによる駆除を行う場合がありますので、設置箇所の地権者の了解をお願いします。また、周辺にくくりわな設置のプレートを掲示しますが、近づかないように自治会内でも仕掛け場所の情報共有をお願いします。

3 箱わなで大型動物が捕れた場合

大型動物が箱わなやくくりわなで捕れた場合、各支所か農林振興課までご連絡ください。農会（自治会）での移動や処分はできませんのでご注意ください。

4 箱わなにツキノワグマが入った場合

ツキノワグマについては県による捕獲の許可が無い場合、その地域内で放猟する必要があります。殺処分を希望する場合は有害鳥獣捕獲要望書とセットでツキノワグマ捕獲要望書（有害捕獲のため）兼誓約書を提出してください。

ただし、要望書の提出後、県の許可が出るまでは期間がありますのでご了承ください。また、年間の捕獲可能頭数が決まっていますので、許可が出ている場合でも殺処分が出来ない場合があります。

【裏面に続く】

5 要望書に対する駆除活動の回数及び期間

大型動物の捕獲の有無に関わらず、要望書に対して、銃器による駆除活動は原則1回、箱わな、くくりわなの場合は1か月を目安とします。

駆除活動後も、大型動物による被害がある場合は、再度「要望書」の提出をお願いします。

箱わなについては数に限りがあり、要望件数によっては、設置までお待ちいただくことがあります。

6 箱わなの管理について

市補助金等で購入された箱わなについては、**令和5年度より所有者の了解があれば、猟期（11月15日～3月15日の間）に狩猟者登録を行った狩猟者が、本人の責任において個人的に使用することが可能となりました。ただし使用しない箱わなについては安全のため必ず施錠をお願いします。**

以上の注意事項を必ず守っていただくようお願いします。

連絡先《農林振興課》TEL 88-5029